

3 オプション取引の会計処理

オプション取引の会計処理の概要は下記のとおりである。なお、ここでは株価指数オプション取引（取引所取引）においてコール・オプションを売買し、買手の評価益および決済益となるケースを前提とする。

(1) 取引約定の成立

① 取引約定日（オプション料の会計処理）

a 買手

(借)	デリバティブ取引 [資産]	××	(貸)	約定見返勘定 [負債]	××
-----	---------------	----	-----	-------------	----

b 売手

(借)	約定見返勘定 [負債]	××	(貸)	デリバティブ取引 [負債]	××
-----	-------------	----	-----	---------------	----

② オプション料の受渡日

a 買手がオプション料を売手に支払ったとき

(借)	約定見返勘定 [負債]	××	(貸)	現金預金	××
-----	-------------	----	-----	------	----

b 売手がオプション料を買手から受け取ったとき

(借)	現金預金	××	(貸)	約定見返勘定 [資産]	××
-----	------	----	-----	-------------	----

オプション料の会計処理については、上場オプション取引の場合には「トレーディング商品」（デリバティブ取引）に計上するが、店頭取引の場合はその性格に応じて「トレーディング損益」に計上するものと「トレーディング商品」（デリバティブ取引）に計上するものについて、あらかじめ経理規程等において明確にしておく必要があるとされている。

なお、上記オプション料等の経理処理についていずれの方法を用いた場合においても、当該ポジションについて下記「(2) 毎月末および

期末処理」が適用され、毎月末および期末にはみなし決済損益を算定し、貸借対照表および損益計算書に適宜計上しなければならないことに留意する。

(2) 毎月末および期末処理

① みなし決済損益の計上

月末および期末における未決済建玉については、みなし決済損益(評価損益)を算定する必要がある、次のとおり経理処理を行わなければならない。なお、当該みなし決済損益は、翌月初および翌期首に振り戻す。

a 買手がみなし決済利益の場合

(借) デリバティブ取引 ×× (貸) トレーディング損益(利益) ××

b 売手がみなし決済損失の場合

(借) トレーディング損益(損失) ×× (貸) デリバティブ取引 ××

市場デリバティブ取引に係るものについては、銘柄ごとにみなし決済損益を相殺し、資産の部または負債の部の「デリバティブ取引」勘定のいずれか一方に計上される。また、相対のデリバティブ取引について法的に有効なネットリング契約下にある取引は、相手先ごとにみなし決済損益を相殺することができる。

(3) 決 済

株価指数オプション取引(取引所取引)は、転売するか、権利行使を行うかあるいは権利行使をしないで失権することで取引が終了し、損益が確定する。

① 転売による決済

約定日において、次のとおり処理する。

a 買手

ア オプション料の処理

(借) トレーディング損益 (損失) ×× (貸) デリバティブ取引 [資産] ××

イ 取引損益の処理

(借) 約定見返勘定 [資産] ×× (貸) トレーディング損益 (利益) ××

b 売手

ア オプション料の処理

(借) デリバティブ取引 [負債] ×× (貸) トレーディング損益 (利益) ××

イ 取引損益の処理

(借) トレーディング損益 (損失) ×× (貸) 約定見返勘定 [負債] ××

② 権利行使による決済

権利行使日において、次のとおり処理する。株価指数オプション取引では、指数を取引対象とするため、実際に有価証券の受渡しは行われず、取引損益のみを差金決済することになる。したがって、転売の場合と同様の仕訳となる。

a 買手

ア オプション料の損益勘定への振替

(借) トレーディング損益 (損失) ×× (貸) デリバティブ取引 [資産] ××

イ 権利行使に伴う受取差金(原資産価格と権利行使価格との差額)の処理

(借) 約定見返勘定 [資産] ×× (貸) トレーディング損益 (利益) ××

b 売手

ア オプション料の損益勘定への振替

(借) デリバティブ取引 [負債] ×× (貸) トレーディング損益 (利益) ××

現在の日本基準のプリンシパル・インベストメント業務に関する会計処理は、米国会計基準や国際財務報告基準（IFRS）と比較した場合に大きな差異が生じている分野といえる。特に、IFRSについても投資会社会計の議論がスタートしていることから、国際的なコンバージェンスが図られている中で、日本基準の今後の動向が注目されるところである。以下、米国会計基準、IFRSにおけるプリンシパル・インベストメント業務関連の会計処理ガイダンスを解説する（なお、公正価値測定に関連する投資会社会計を中心としており、連結や開示といった論点については省略する）。

(1) 米国会計基準

① 投資会社会計

a 概要

Accounting Standards Codification（ASC） Topic 946 “Investment companies”において、いわゆる投資会社会計という独自の業種別会計処理基準が規定されている。投資会社は米国における Investment Company Act of 1940により制定されている規制産業であるが、ASC946上は以下の性質を有する事業体として定義されている。

I. 投資活動（Investment activity）

当該事業体の事業目的は第三者に対する出口戦略を有し、利益（の配当）、価値の上昇またはその両方を見込んで投資することである。

II. 単位持分（Unit ownership）

所有権は投資単位（例えば、株式）で表彰され、投資会社の純資産に対する比例的持分は投資単位ごとに表される。

III. 資金プールによる共同投資（Pooling of funds）

企業の出資者からの拠出金は、専門的な投資管理を行うために資金をプールして運用されている。

IV. 報告企業 (Reporting Entity)

当該事業体は財務報告を定期的にも実施する報告主体でなければならない。

イメージとしては、投資会社はいわゆるファンドのように、出資者から募った投資資金を（分散化された）投資対象に対して投資を行い、インカム・ゲイン、もしくはキャピタル・ゲインの獲得を企図するものである。日本基準の有責法の会計原則同様、当該事業体の保有する投資は、仮に支配が成立する場合であっても連結範囲の例外として、事業目的と整合的になるよう公正価値で測定される。なお、公正価値測定した結果の評価差額についてはすべて損益として認識される。

b 日本基準との相違

日本基準では、金融商品会計基準に基づき、自己資金投資に係る投資価値の変動は実質価額が著しく下落した場合において減損がなされるのみであり、潜在的なバリュアップについては何ら財務諸表上反映されることはない。一方、米国会計基準の投資会社会計では投資価値の変動がアップサイド、ダウンサイド双方とも即時に損益認識されることとなる。公正価値評価される点では日本基準における有責法の会計原則と類似しているものの、組合の損益計算書上は未実現損益として別掲されることとなる。

(2) 国際財務報告基準 (IFRS)

① IFRS 第9号「金融商品」

a 概要

IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」改訂プロジェクトの第1フェーズとして、IFRS 第9号「金融商品」のうち、金融商品の分類および測定が2010年10月において最終基準化された。IFRS 第9

号は金融資産か金融負債かで異なる取扱いを定めるものであるが、金融資産については公正価値で当初認識するとともに、公正価値または償却原価で事後測定することとされている。事後測定区分が公正価値か償却原価かは、ビジネスモデルの特徴、および契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて判断することとなる。

通常のプリンシパル・インベストメント業務におけるビジネスモデルテスト等^(注)を勘案した場合、投資財産は公正価値で測定することになると想定される。

なお、IFRS 第9号は、公表された市場価格がなく公正価値を信頼性をもって測定できない資本性金融商品について、取得原価による測定を一部容認していた例外的状況を排除している。したがって、IFRSの下では資本性金融商品について例外なく公正価値評価が求められることとなる。実際の公正価値評価はIFRS 第13号「公正価値測定」に従って実施されるが、具体的な評価手法は上述の本節「②(3)② バリュエーション」(270頁)と整合的であり、詳細な内容は割愛する。

また、IFRS 第9号は契約によりリンクする証券化商品についても別途定めを置いている。日本基準の組合出資の会計処理と同様、ファンドの構成財産に対するルックスルー・アプローチを適用し、資産プールの特性や、保有トランシェの信用リスクの集中程度により事後測定区分を判別する。そのため、自己資金投資のポートフォリオにトランシングされた証券化商品を含む場合は別途検討が必要といえるが、自己資金投資に関してはそもそもの保有目的から公正価値測定がより実態を反映するものと考えられる。

(注) ビジネスモデルテスト等・・・IFRS 第9号の規定で、金融資産が償却原価で事後測定されるためには、企業のビジネスモデルが金融資産を保有し、その契約上のキャッシュ・フローを回収するものであるというビジネスモデル要件、および金融資産がその契約条件に基づき、特定日に元本および元本残高に